

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
南会津町	古町/伊南	令和3年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	55.6 ha
②地区内の農業振興地域の農用地面積	42.7 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	36.5 ha
④地区内において70才以上の農業者の耕作面積の合計	14.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	7.2 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.0 ha
(備考)	

注1:④の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑤の面積は、下記の(参考)中心経営体の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害対策、災害対策等に関するデータとして記載ください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・古町地区は、9月末現在229世帯480人と伊南地域の中心地であるが高齢化が進み、70歳以上が203人、60歳代を含めると256人となり、人口の53.3%を占める状況である。
- ・不在村地主の農地の荒廃が目立つようになってきている。又、農業従事者の高齢化と後継者不足により耕作放棄地が増加傾向にある。
- ・有害鳥獣被害、農産物価格の低迷などにより生産意欲が低下している。
- ・今後、中心経営体(担い手)の高齢化が進み、担い手が不足することが予想されることから、担い手の育成、確保が急務である。
- ・個人の担い手でも後継者がいなければ近い将来、自ら他の担い手に依存することになり、個人の担い手を確保することは、今後 厳しくなると考える。最終的な候補としては伊南地域唯一の農業法人「有限会社伊南の郷」に頼るしかないが、現状は設備処理能力が限界に近く増強が必要である。
- ・また、「有伊南の郷」においても作業員の高齢化と、なり手不足から厳しい状況が予想されるが計画的な作業員の雇用も設備の増強と並行して行う必要がある。
- ・多面的機能支払交付金事業に取組み非農家の協力を得ながら農地の維持保全に努めているが、今後高齢化が進み事業を継続できるか心配である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・古町地区の中心経営体(担い手)は、農業法人を含む認定農業者5人、認定新規就農者2人、そして規模を拡大したいとする比較的若い経営主2人を中心経営体として担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向

中心経営体へ新たに貸付けの意向が確認された農地は、59筆、65,709 m²となっている。(貸借手続完了)今後 農業従事者の高齢化と農業機械の更新等により、5年以内に38筆、64,502m²の貸付が見込まれる。

○農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を農地中間管理機構に貸付けていく。

中心経営体が病気やケガ等諸事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。